第5回検討会における主な御意見の概要

資料１

（高専新設）

○ 質保証の観点から、ディプロマ・ポリシー（DP）を踏まえた教育課程を明確化するとともに、地域・産業界の参画・協力を得るための枠組みを整備することが重要。

○ 地域産業クラスターや自治体等と連携し、地域インフラや産業を支える人材を育成するとともに、地域における高専の人材供給機能を明確化することが重要。

○ 地元定着の促進に向け、地域産業界との接点の充実、学修成果・実践経験の見える化、地域企業の魅力発信等を進めることが重要。

○ 地方における教員確保に向け、多様な働き方を支える環境整備等を進めることが重要。

（新たな分野）

○ 専門分野に加え、既存分野との融合を図り、分野横断的な視点を備えた人材を育成することが重要。

○ 大学や産業界との連携の下、到達目標や評価方法を明確化するとともに、高専としての教育モデルを構築することが重要。

○ 地域特性や産業ニーズを踏まえ、実験・実習やフィールドワークを取り入れた柔軟な教育課程を編成することが重要。また、新たな分野に対応した教育モデル構築のための支援が必要。

（実務家教員）

○ 学術的知見を有する教員と実務家教員が連携・補完し合う教員体制を構築することが重要。

○ 実務経験や専門的知見を適切に評価し、多様な人材が教育に参画しやすい仕組みを整備することが重要。

○ クロスアポイントメント等の多様な雇用形態や柔軟な教員配置を進めるとともに、教員人材の育成・確保や処遇改善について検討することが重要。

今後の高専教育等について（議論用の論点）

● 中間整理を踏まえ、社会・産業構造の変化や学生のニーズの多様化を踏まえた**今後の高専教育**について、**質保証の観点及び各柱の項目を横断する観点**から、各高専における取組も踏まえつつ、以下の点についてご議論いただきたい。

（第６回検討会）

□ 高専教育の質と特色を維持しつつ、**入学後の興味・関心の変化や進路希望の変更への対応、大学との円滑な接続、海外留学の促進、主体的な学修機会の確保、学びのセーフティネットの確保、社会や産業構造の変化に対応した教育課程や学修の在り方への対応等の観点から学修の柔軟性をどのように確保していくべきか。**また、現在行われている取組はどのようなものか。

現行制度でも一定の柔軟な対応は可能であるが、以下のような課題もある。

○ 海外留学や長期インターンシップ等に参加する学生について、留学先等での学修成果を適切に評価できる場合であっても、学年配当された必修科目との関係で履修計画の調整が必要となる場合がある。

○ 企業・地域との実践プロジェクトや起業活動等、一定期間を要する学外学修を教育課程に組み込む場合、当該期間に履修する科目との関係で履修計画の調整が必要となる場合がある。

○ 特定分野において高い能力を有する学生が、上位学年相当の科目の先行履修や大学・他機関における学修に取り組む場合、学年を基本とした教育課程との調整が必要となる場合がある。

○ PBL、海外留学、長期インターンシップ、大学等との共同教育プログラムなど、学生の主体的な学修を重視した多様な教育活動を教育課程に位置付けるにあたり、学修単位科目の上限が制約となる場合がある。

□ 高専における一般科目は、専門科目とバランスよく配置され、豊かな教養と広い視野を育むとともに、専門知識・技術の修得に必要な学問的基礎を養う役割を担っている。グローバル化の進展を踏まえ、**専門教育と連携した実践的な語学教育や海外留学等の国際交流機会**の充実をどのように図るべきか。また、現在行われている取組はどのようなものか。

日本の教育資格枠組み（JEQF）

レベル	教育資格	
8	博士	
7	修士	
	修士（専門職）	
	教職修士（専門職）	
	法務博士（専門職）	
	学士（医学、歯学、薬学（臨床目的）、獣医学）	
6	学士 — 以下の認定専攻科における単位修得に基づき NIAD-QE が授与するものを含む (*1) ・短期大学 ・高等専門学校	
	学士（専門職）	高度専門士 (*2)
5	短期大学士	準学士
	短期大学士（専門職）	専門士
	専攻科２年制以上修了証書 ・高等学校 ・中等教育学校後期課程 ・特別支援学校高等部	
4	専修学校専門課程１年制修了証書 専攻科１年制修了証書 ・高等学校 ・中等教育学校後期課程 ・特別支援学校高等部	
3	卒業証書 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校高等部 ・専修学校高等課程	
	高等専門学校３年次修了証書	
	高等学校卒業程度認定試験合格証書	
	卒業証書 ・中学校	

修了証書：高等専門学校3年次修了
・高等専門学校は後期中等教育（レベル3）から始まる5年制課程の高等教育機関である。3年次修了者には大学入学資格が与えられる。

(*1) NIAD-QE が行う審査に合格した者のみ学士が得られる
(*2) 文部科学大臣認定を受けた課程の修了者は大学院入学資格が得られる
(*3) 大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校には認証評価の受審義務がある

（出典）大学改革支援・学位授与機構資料

LEVEL	QUALIFICATIONS	
8	Doctoral degree [Hakushi]	
7	Master's degree [Shushi]	
	Master of xxx (Professional) [Shushi (Senmonshoku)]	
	Master of Education (Professional) [Kyoshoku shushi]	
	Juris Doctor [Homu hakushi (Senmonshoku)]	
	Bachelor's degree (Medical, Dentistry, Pharmaceutical Sciences (Clinical), and Veterinary Medical Science) [Gakushi (Igaku, Shigaku, Yakugaku, Juigaku)]	
6	Bachelor's degree [Gakushi] -includes those of NIAD-QE based on credit accumulation at recognized advanced courses [senkoka] at (*1) ・Junior College ・College of Technology (KOSEN)	
	Bachelor's degree (Professional) [Gakushi (Senmonshoku)]	Advanced diploma [Kodo-senmonshi] (*2)
5	Associate degree [Tanki-daigakushi]	Associate [Jun-gakushi] (*3)
	Associate degree (Professional) [Tanki-daigakushi (Senmonshoku)]	Diploma [Senmonshi]
	Certificate of Completion of two or more year advanced course [senkoka] in: ・Upper secondary school ・Upper division, secondary education school ・Upper secondary department, school for special needs education	
4	Certificate of Graduation of one year course in professional training college Certificate of Completion of one year advanced course [senkoka] in: ・Upper secondary school ・Upper division, secondary education school ・Upper secondary department, school for special needs education	
3	Certificate of Graduation ・Upper secondary school ・Secondary education school ・Upper secondary department, school for special needs education ・Upper secondary course, specialized training college	
	Certificate of Completion of 3rd grade of regular course, College of Technology (KOSEN)	
	Certificate: Upper secondary school equivalency examination	
	Certificate of Graduation	

Certificate of Completion: 3rd grade of regular course, college of technology (KOSEN)
・Colleges of Technology (KOSEN) are five-year higher education institutions that start at the upper secondary education (level 3). Students who complete the third year are eligible for university admission.

(*1) Those who have passed the assessment conducted by NIAD-QE can earn Bachelor's degrees.
(*2) Those who have completed the course designated by MEXT are eligible for admission to master's programs.
(*3) Conferred by Colleges of Technology (KOSEN)
(*4) Universities, professional and vocational universities, junior colleges, professional and vocational junior colleges, and Colleges of Technology (KOSEN) must undergo certified evaluation and accreditation (CEA).

教育課程等に関する規定①

学年制による教育課程編成等について

〇学校教育法施行規則

第百七十九条　第五十七条(第二項を除く。)から第六十二条まで、第九十条第一項及び第二項、第九十一条、第九十二条第一項、第九十四条、第九十五条、第百四条第三項、第百六十四条から第百六十六条まで並びに第百六十九条から第百七十二条の二(第三項を除く。)までの規定は、高等専門学校に準用する。この場合において、第百六十四条第一項中「第百五条」とあるのは「第百二十三条において準用する第百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第百十八条の規定により高等専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準及び専門職短期大学設置基準」とあるのは「高等専門学校設置基準」と、同条第五項中「大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項及び専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無」とあるのは「高等専門学校設置基準第二十一条第二項の規定による単位の修得の認定の有無」と、同条第六項中「第百五条」と　あるのは「第百二十三条において準用する第百五条」と読み替えるものとする。

学校教育法施行規則

第五十七条　小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たつては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

(参考　単位制高校に係る規定)

第百三条　高等学校においては、第百四条第一項において準用する第五十七条第一項(各学年の課程の修了に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けないことができる。
2　前項の規定により学年による教育課程の区分を設けない場合における入学等に関する特例その他必要な事項は、単位制高等学校教育規程(昭和六十三年文部省令第六号)の定めるところによる。

教育課程等に関する規定②

〇高等専門学校設置基準

（教育課程の編成）

第十七条　高等専門学校は、学校教育法施行規則第百七十九条において準用する同令第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

２　教育課程は、各授業科目を各学年に配当して編成するものとする。

３　各授業科目の単位数は、三十単位時間（一単位時間は、標準五十分とする。第七項において同じ。）の履修を一単位として計算するものとする。

４　前項の規定にかかわらず、高等専門学校が定める授業科目については、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で高等専門学校が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算することができる。

５　前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、六十単位を超えないものとする。

６　前三項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

７　第一項に定める授業科目のほか、高等専門学校においては、特別活動を九十単位時間以上実施するものとする。

多様な学習形態の活用

（授業の方法）

第十七条の二　高等専門学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

２　高等専門学校は、授業を、外国において履修させることができる。 前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

３　高等専門学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

他機関での学修認定

（高等専門学校以外の教育施設等における学修等）

第二十条　高等専門学校は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等専門学校における授業科目の履修とみなし、高等専門学校の定めるところにより単位の修得を認定することができる。

２　前項により認定することができる単位数は、前条により当該高等専門学校において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

３　第一項の規定は、学生が、外国の大学又は高等学校に留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。 この場合において認定することができる単位数は、前条及び第一項により当該高等専門学校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

海外交流の状況について（国立高専）

○ 全国５１校の**各国立高等専門学校において416機関**と学術交流協定を締結している。

○ 国立高等専門学校を設置する独立行政法人国立高等専門学校機構本部にて**30機関**と学術交流協定を締結している。

国立高専機構本部の包括的学術交流協定

国・地域	協定先機関名
インドネシア	スラバヤ電子工学ポリテクニック、国立ポリテクニク協会
シンガポール	ナンヤン・ポリテクニック、ニーアン・ポリテクニック、リパブリック・ポリテクニック、シンガポール・ポリテクニック、テマセク・ポリテクニック
タイ	キングモンクット工科大学ラカバン校、キングモンクット工科大学トンブリ校、泰日工業大学、教育省職業教育局、プリンセスチュラポーン・サイエンスハイスクール、タマサート大学工学部、ナコンパノム大学
台湾	國立聯合大學、國立臺北科技大學、國立高雄科技大學、正修科学大學、中州科技大學
ベトナム	商工省、教育訓練省、ダナン大学
フィンランド	トゥルク応用科学大学、オウル応用科学大学、メトロポーリア応用科学大学、サウスイースタン応用化学大学
香港	香港職業訓練協議会
マレーシア	マラ工科大学
モンゴル	教育科学省、ウランバートル市

（令和7年3月31日現在）

学生の国別派遣（令和6年度）

国・地域	人数（人）
台湾	1,296
シンガポール	709
タイ	463
マレーシア	342
大韓民国	258
フィリピン	240
オーストラリア	180
アメリカ	151
ベトナム	129
カナダ	72
モンゴル	52
香港	50
フランス	42
フィンランド	35
英国	32
中国	31
ドイツ	28
インドネシア	27
ニュージーランド	27
スウェーデン	25
カンボジア	16
イタリア	12
オランダ	12
ベルギー	11
その他欧州	50
その他アジア	12
その他アフリカ	11
その他中東	6
中南米	6
その他大洋州	1
合計	4,326



KOSEN Global Camp の様子（鹿児島高専）



プリンセスチュラポーン・サイエンスハイスクール（タイ）での科学技術研修時の様子（津山高専）

出典：国立高等専門学校機構２０２５概要